

区分	名称	要旨	
全国 博物館関係	教育基本法	教育の目標(第二条)、生涯学習の理念(第三条)、教育の機会均等(第四条)、社会教育(第十二条)	
	社会教育法	社会教育の定義(第二条)、国及び地方公共団体の任務(第三条)、図書館及び博物館(第九条)	
	博物館法	定義(第二条)、博物館の事業(第三条)、館長学芸員その他の職員(第四条)、登録(第十条)、公立博物館関係(第十八～二十六条)	
	博物館法施行規則	博物館に相当する施設の指定(第十九～二十四条)	
	文化財保護法	文化財の定義(第二条)、政府及び地方公共団体の任務(第三条)、国民所有者等の心構(第四条)、重要文化財の公開(第四十七条の二)、所有者等以外の者による公開(第五十三条)	
	博物館の設置及び運営上の望ましい基準	資料の収集保管展示等(第五条)、展示方法等(第六条)、調査研究(第七条)、学習機会の提供等(第八条)、利用者に対応したサービスの提供(第十条)、施設及び設備(第十五条)	
	上記のほか文化庁の指針及び基準等	文化財公開施設の計画に関する指針 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の事前の届出の免除に関する規程 有形文化財(美術工芸品)の展示を主体とする美術館または美術工芸品を多く取扱う博物館等の施設配置に関する基準について 出土品の取扱いに関する指針 国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項	文化財公開施設計画の留意事項中に文化財公開施設の立地環境、設置と施工、主要な施設等の設計、他の施設と併用する文化財公開施設の設計について言及 承認の基準(第三条) 事前の届出の免除の基準(第三条) 施設、職員及び構成、展示品、運営について言及 出土品の保管・管理、活用のほか、国が保有した出土品の貸付等について言及 当該文化財の公開に係る回数・期間、移動、方法、環境等について言及
	松本市博物館条例	事業(第三条)、休館日及び開館時間(第四条)	
	松本市博物館条例施行規則	博物館資料の貸し出し(第四条)、同寄贈(第五条)、同寄託(第六条)	
	松本市博物館協議会規則	職務(第三条)	
	松本市基幹博物館施設構想策定委員会設置要綱	所掌事項(第二条)	
	松本市博物館資料等取得に関する取扱要綱	取得の基準(第二条)、取得する種類(第三条)	
松本市教育振興基本計画	5 歴史・文化資産の保護と活用 (1) 松本まるごと博物館構想の推進 (2) 博物館事業の推進		

施設設計に際し参照すべき関連計画（庁内関係課分）

関連法規・計画の情報	
条例・計画名	基幹博物館整備事業に関連する事項の概要
1 松本市子どもの権利に関する条例	条例第11条第2項で、市は、子どもが利用する施設を設置するときなどは、子どもが意見を自由に表明したり、参加したりすることができるように必要な支援に努める
2 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画	施策の方向4 子どもの意見表明・参加の促進 子どもに関する施設を建設する際には、子どもの意見も取り入れるようにする
3 松本市環境基本計画	○公共施設の新築・改修時には、本計画に記述のある下記の3点に留意する必要がある。 ・「建物の高断熱化、設備・機器の高効率化を図る」(第1の柱第1項 低炭素型地域づくりの推進) ・「太陽光発電、バイオマス燃料等の再生可能エネルギー設備及び省エネ機器や監視システム等の導入を進める」(第1の柱第1項 低炭素型地域づくりの推進) ・「地域材の利用を進める」(第2の柱第2項 農林業の推進) ○公共施設に関しては、本計画に記述のある次の観点が重要となる。 ・「公共施設の緑化を進める」(第5の柱第2項 緑化と美化の推進) ○市が行う取組みとして「基幹博物館整備事業を進める」という記述がある(第5の柱第1項 松本らしい景観・文化の保全と創出)。文化資産の保存と活用を推進し、価値を高めるための周辺環境の整備や景観の保護が必要である。 ※めざす環境像 第1の柱：かけがえのない地球環境に配慮するまち(地球環境) 第2の柱：環境への負荷が少なく、資源が循環するまち(循環型社会) 第5の柱：緑・水・歴史を育むまち(快適環境)
4 松本市地球温暖化対策実行計画(平成28年度改訂版)	公共施設の高断熱化や省エネ設備、再生可能エネルギーの積極的な導入を進める。
5 松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画	公共施設に太陽光発電、太陽熱利用システム、木質バイオマスボイラー、温度差熱利用システム(地中熱、下水熱等)の導入を検討する。
6 松本市役所エコオフィスプラン	市施設における低炭素化を推進するため、新築、更新時には再生可能エネルギー利用設備、蓄電設備、省エネ設備を積極的に導入するほか、断熱性能の向上を積極的に図る。 市役所全体において平成22年度比で年1.3%温室効果ガス排出量を削減(平成32年度までに13%削減)することとしており、地球温暖化対策実行計画とともに5年毎に見直すため、少なくとも平成42年度までに26%削減する。新博物館は平成42年度以降も運営される施設であるため、延床面積の増減に関わらず、平成42年度の時点で年171.55t-CO2以下(平成22年度の市博物館排出量231.83t-CO2から26%減)の排出量となるよう低炭素化を図る。
7 市施設における太陽光発電システムの導入方針	施設の新築、大規模改修時に、設計の段階から原則として太陽光発電システム設置を条件とし、上限を20kWとする。国からの補助金等が見込まれるものについては、設備の容量についても検討する。(50kW未満は電気主任技術者の専任が不要)
8 松本市生物多様性地域戦略	公共施設などに、草地、水辺、雑木林など様々なタイプのビオトープを作り、生物多様性の再生・創造を推進
9 松本市生物多様性地域戦略	あらゆる事業活動で、できるだけ自然環境を損なわないよう生態系に配慮
10 松本市生物多様性地域戦略	既存資料や現地調査から得られた動植物の生息・分布状況のデータをデジタル化して整理 利用可能な生物情報を収集して一元的に管理
11 騒音規制法	削岩機を使用する作業等特定建設作業の届出義務と基準の遵守義務 一定の出力以上の送風機等特定施設設置の場合は設置届提出と基準の遵守義務
12 振動規制法	削岩機を使用する作業等特定建設作業の届出義務と基準の遵守義務 一定の出力以上の圧縮機等特定施設設置の場合は設置届提出と基準の遵守義務
13 土壌汚染対策法	法第4条に基づく、一定の規模以上の土地の形質の変更届出義務
14 松本市水環境を守る条例	吐出口径25mm以上かつ動力を用いる井戸を設置する場合の届出義務
15 松本市公害防止条例	公害防止の努力義務
16 長野県公害の防止に関する条例	公害防止の努力義務
17 大気汚染防止法(県)	ボイラーを設置する場合は、設置の届出と基準の遵守義務
18 松本市公共施設等総合管理計画	第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針[長寿命化、規模・配置・総量見直し、民間活力の導入、生涯学習文化施設の今後の方針など]に沿った整備を図る。
19 松本市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例	公共施設で300㎡を超えるものを新築する場合、その敷地内又はその周辺に自転車駐車場を設置しなければならない。
20 松本市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例施行規則	自転車駐車場についての面積の基準
21 駐車場法	第12条(設置の届出) ・駐車用に供する部分の面積が500㎡以上で、駐車料金を徴収する場合、 ・路外駐車場設置の位置等、必要な事項を届け出なければならない。 第13条(管理規定) ・路外駐車場管理者は運営の基本となるべき管理規定を定め、届け出なければならない。
22 松本市都市計画	用途地域：商業地域 建ぺい率・容積率：80%・400% 防火地域の指定：防火地域及び準防火地域 都市施設：松本城大手門駐車場(都市計画駐車場) 【検討中】市街地再開発事業(都市計画決定)
23 松本市景観計画	景観区域区分：歴史的景観区域(お城地区) 全地区共通及び松本城周辺重点地区の行為制限事項・景観形成基準を参照 規模に係らず景観法第16条第5項の通知が必要 【検討中】景観事前協議制度(高さ15mを超える建築物対象)協議事項：高さ・配置・形態意匠
24 松本市緑のデザインマニュアル	資料編(3)事業所等における緑化の工夫参照 目標：空地の20%以上の緑化 植栽基準：緑地10㎡あたり高木1本以上、緑地20㎡あたり高木1本以上及び低木20本以上
25 松本市歴史的風致維持向上計画	重点区域内に位置 重点区域に関する具体的な計画として、松本市期間博物館建設事業が位置付けられる。
26 お城周辺地区第2ブロックまちづくり協定	対象地区：大名町地区、土井尻地区 協議事項：建物高さ・用途・色彩・看板広告物・ファサード(大名町)建物高さ・外観素材・色彩・緑地(土井尻) 協定運営委員会との事前協議が必要
27 都市再生整備計画	平成30年度からの新規計画(都市再構築戦略事業)として、国庫補助の取り込みに向けた検討
28 松本市緑の基本計画	中心市街地エリア ・心地良い緑陰やオープンスペースを増やす ・歩きやすく、魅力ある都市空間づくりに水と緑を活かす 土手小路周辺～様々な時間を過ごす空間～
29 松本城三の丸地区整備基本方針	・都市のインフォメーション、松本城下町を学び体験できる文教施設、公共交通ターミナル 都市のへそ ・日常の憩いとハレの場、情報発信の場
30 松本市屋外広告物条例	・第4種許可地域 ・「重点地区」お城地区 ・屋上広告物の禁止及び色彩制限の上乗せ ・屋外広告物の設置について、大きさ、高さ、色彩等に制限あり(詳細は松本市屋外広告物条例のあらまし参照)
31 駐車場配置適正化計画(検討中)	・歩いて暮らせる集約型都市構造を実現するため、計画策定に向けて検討中 ・現在規制は無し (次世代交通政策実行計画、立地適正化計画に基づき、区域の設定や集約駐車場の整備を進めるもの、三の丸地区は回遊性を向上するため、周縁部への駐車場の配置を検討中)
32 その他	○周辺と一体となったまちづくり ・樹形広場等との一体的な市街地再開発等による整備、駐車場配置の適正化 ○まちづくりの視点からの提言(まちづくりWSの住民意見) ○都市再生整備計画 ・都市再構築戦略事業として国庫補助金を取組むためH29に作成予定 H29秋ごろまでに、基本設計程度の図面や維持管理費、B/Cの算出等が必要
33 建築基準法	建築全般
34 長野県建築基準条例	建築全般
35 松本市建築基準法施行細則	建築全般
36 文化財保護法	第94条、184条。 周知の埋蔵文化財包蔵地内における土木工事実施の県教委への通知。 県教委から事業者へ埋蔵文化財保護に係る通知。 (一松本市文化財課と協議のうえ事業者着手前に発掘調査を実施)
37 世界遺産条約履行のための作業指針(ユネスコ世界遺産センター)	区分：建設予定地関係及び建設関係 要旨：当該予定地は、国宝松本城の世界遺産登録において、構成資産又は緩衝地帯の範囲となる可能性が高い。特に高さや色などに注意する必要がある。